

広島県告示第六百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成三十年九月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成二十年広島県告示第三百二十号	
所在地		広島県広島市佐伯区八幡四丁目及び同区八幡五丁目地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	八幡川支川（七〇）地区	土石流
	土砂災害の自然発生の原因となる現象の種類		
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	城六川（七二隣a）地区	土石流
	土砂災害の自然発生の原因となる現象の種類		